

墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年9月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第28号

## 墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例（平成27年墨田区条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1 A階層の項及び別表第2 A階層の項中「による里親世帯」を「第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4に規定する里親の属する世帯」に改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。